




つくばみらい市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

つくばみらい市長 

つくばみらい市条例第16号

つくばみらい市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市印鑑登録及び証明に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第12条の2中「個人番号カード」の次に「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明書用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明書用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。